

松伏町告示第114号

令和3年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

内閣府の発表によると、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種対策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されています。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響による原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があると見込まれています。

このような社会情勢の下、令和3年度における財政状況については、町税においては法人町民税や町たばこ税が増収となったものの、個人町民税や固定資産税の減収により、町税全体では微減となりました。しかしながら、地方消費税交付金の増額や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金により、例年よりも町全体の歳入は増額となりました。歳出についても、新型コロナウイルス感染症対策に関わる経費や中間処理場整備費などにより増額となりましたが、国の補助制度を積極的に活用した事業を実施し、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の動向や世界情勢の影響に注視するとともに、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、各種施策に取り組み、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。